

高知人文社会科学会 会則

第1条（名称） 本会は、高知人文社会科学会（Kochi Society of Humanities and Social Sciences）と称する。

第2条（目的） 本会は、高知県の人文社会科学に関する研究及びその普及、高知県に基盤を置く研究者の研究及びその普及、ならびにこれら研究者の垣根を越えた相互交流・協同を目的とする。

第3条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 学会誌『高知人文社会科学研究』の編集と発行
2. 公開シンポジウムの開催
3. 修士論文発表会の開催
4. 研究報告会・講演会の開催
5. 高知県内ならびに国内外の研究者との交流
6. その他、本会の目的を達成するのに適当な諸事業

第4条（会員）

1. 本会の会員は、本会の目的に賛同する者とする。
2. 本会の会員資格は、以下のとおりとする。
 - （1）普通会员 高知大学人文学部教授会構成員、人文社会科学部門教職員、人文学部名誉教授ならびに人文学部元教員
 - （2）院生会員 高知大学大学院総合人間自然科学研究科人文社会科学専攻大学院生、同研究科人文社会科学専攻修了生、高知大学大学院人文社会科学研究科修了生
 - （3）賛助会員 高知在住あるいは高知の人文社会科学分野に携わる教職員あるいは団体
 - （4）その他、会長が認めた者
3. 会員となるには、本会に申し込み、運営委員会の承認を受けることを要する。
4. 退会するには、本会に届け出をし、運営委員会の承認を受けることを要する。

第5条（代表者） 本会は、高知大学人文学部長が会長となり、会務を総括する。

第6条（運営委員会）

1. 会長のもとに運営委員会を置き、日常の業務を執行する。
2. 運営委員会は、会長、人文社会科学部門研究推進委員、会長が指名する若干名の委員から構成される。

3. 会長は、運営委員会から運営委員長を指名し、運営委員会の議事を委任することができる。

第7条（総会）

1. 本会は、毎年1回、会員総会を開く。ただし必要がある場合には、臨時会員総会を開くことができる。
2. 会費・会則その他重要事項は運営委員会が議定し、総会において承認を得るものとする。
3. 総会議決権は普通会员のみ有することとする。

第8条（事務局） 本会の事務局は、高知市曙町2－5－1 高知大学人文学部棟に置く。

第9条（会則の変更） 本規約を改正するには、会員総会の決議を要する。

第10条（設立年月日） 本会は、2013年3月16日に設立する。

（附則）会費金額は、会員総会において決定する。ただし、当面の間は徴収せず、高知大学の学内経費で会を運営する。